## 議第三十号議室

埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例

正 する。 玉 県 議 会情 報 公 開 条 例 伞 成 + 年埼 玉 県 条 例第二号)  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ う に 改

求 に改 行 に改 め、 政不服審查 十三条第一項 七 め、 同 条を第 項第二号を次 司 法 + 項第一号 中 八 (昭 条 和 لح 公 中 開  $\mathcal{O}$ 三十七年法 L 決定等 よう 「不服申立て」 第 ĺ + 改める。 兀 律第百  $\mathcal{O}$ 条 下に カュ 6 굿 を 第 \_ 十号) 又は公 審查 + -六条まで 請求」 開請 によ る 求 を に係る に、 不服申立て」 条 「とき。 ず 不 0 作為」 繰 り を 下 を を げ 「審査請 「場合」 加 え、

す 裁決で、 ることとする場 審査請 求  $\mathcal{O}$ 全部を認容 Ļ 当 該 審査請求 に 係る 公 文書  $\mathcal{O}$ 全部 を 公

二条の次に次 同 に 「(行 項第二号中 第十三条第二項第 政 不服 審査法 の一条を加える。 「不服申立 第十三条第 号 一人」を 中 示 服 匹 「審査請求人」 申 項に規定す 立 人 を んる参加 「審査請 に改め 人を 求 人 同条を第十 V う。 12 改 以 下 め、 同 四条とし、 参 加 を 加え、 第十  $\mathcal{O}$ 下

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十三条 不服審查法 公 平 開決定等又は公開請求 成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、 小に係る 不作為に係る 審査請求 に 0 11 適用しな ては 行

附則

- 1 条 例 は 平 成二十 八 年 兀 月 日 カコ 5 施 行 す る
- 2 に 決定 0  $\mathcal{O}$ 等又 条 て 例 は は  $\mathcal{O}$ 第六 なお 施 行 従前 条 前  $\mathcal{O}$ に され 規  $\mathcal{O}$ 定 に に た 埼 ょ ょ る公 玉 県 議 開 会情  $\mathcal{O}$ 請 求 報 公開 に 係 る不 条例 作 第 為 十条第二項 に 0 VI て に  $\mathcal{O}$ 規定 不 服 申 す 1 る 7 公

玉県

田

実

生

上

案を提出するものである。

行政不服審査法の

全部改正に伴い、

埼玉県議会情報公開条例に基づく公開決定等

ので、この

提

案

理

由

同

長

宏

鈴

木

弘

島

昭

宮

崎

栄治郎

神

髙

善

尾井

同

同

同

同

同

菅

克

己

富美雄

英

幸

石

平

夫

同

同

同

村

尚

正

嗣

尚

重

夫

同

同

菅

原

文

同

同 同

に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をしたい

井

明

議 員

議会